

## 学校における感染症と出席停止について

本日、お子様が下記の感染症に罹患されたとの連絡を受けました。この感染症は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となりますので、医師の許可があるまで治療に専念していただくようお願いいたします。

なお、登校するときには医師の診断を受け、「治癒証明書」を学校へ提出してください。

◎出席停止の対象となる感染症の種類と、出席停止期間の基準は次のとおりです。

| 種   | 病 名                                                                                                            | 出席停止の期間の基準                                  |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 第1種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症（COVID-19） | 治癒するまで                                      |
| 第2種 | インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）                                                                                           | 発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで       |
|     | 百日咳                                                                                                            | 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで   |
|     | 麻疹                                                                                                             | 解熱後3日を経過するまで                                |
|     | 流行性耳下腺炎                                                                                                        | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の膨張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
|     | 風疹                                                                                                             | 発疹が消去するまで                                   |
|     | 水痘                                                                                                             | すべての発疹が痂皮化するまで                              |
|     | 咽頭結膜熱                                                                                                          | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                         |
|     | 結核                                                                                                             | 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで                |
|     | 髄膜炎菌性髄膜炎                                                                                                       |                                             |
| 第3種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症                                                      | 病状により、学校医その他の医師において、その感染のおそれがないと認めるまで       |

----- キ リ ト リ セ ン -----

## 治 癒 証 明 書

井原市立木之子小学校 \_\_\_\_年 氏名\_\_\_\_\_

上記の児童は、（病名）\_\_\_\_\_により治療中でありましたが、このほど治癒しましたので、\_\_\_\_月\_\_\_\_日より登校させて差し支えないものと認めます。

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

医療機関名

医 師 名\_\_\_\_\_印